

NO.32「大宝寺」停留所 一時移設について

1. 移設期間

令和5年10月1日(日)~10月31日(火)

2. 関係者・機関『協議(済)』

- ・運行管理者;名古屋近鉄タクシー(株)
- ・道路管理者;飛島村(建設課)
- ・通学路;飛島村(教育課)、飛島学園
- ・田所有者
- ・転回場土地所有者
- ・蟹江警察署(交通課)

3. 周知

- ・広報とびしま9月号掲載
- ・近隣住民説明(今年度利用者なし)



東→西向き



西→東向き



北→南向き



南→北向き

